１　入学時に必要な費用（参考　令和６年度入学生）

入学料	５，６５０円	合格発表後、５日以内に納付（減免制度あり）
制服（男子）	４９，５５５円	ジャケット、スラックス（夏・冬）、ネクタイ
制服（女子）	５１，３６５円	ジャケット、スカート・スラックス（夏・冬）、リボン
上履き・体育館シューズ	７，５００円	上履き、体育館シューズ
体育着	１９，９００円	上着ジャージ、パンツ、半袖シャツ（2枚）、ハーフパンツ
教科書・副教材	１９，０５９円	選択科目により金額が違います
入学一時金	２８，０００円	学年積立金25,000円 生徒会費3,000円
男子　計	１２９，６６４円	
女子　計	１３１，４７４円	

※上記以外で、指定の任意購入品セーター6,700円、ベスト5,400円があります。

※　　〃　　指定ではありませんが、任意購入品として、水着、靴（ローファー）等があります。

２　入学後に必要な費用

参考　令和6年度

授業料（３年間）	３５６，４００円	年額118,800円×３年間 就学支援金認定者は授業料負担なし
１学年学校徴収金	３３，６００円	学年積立金30,000円 PTA会費3,600円
２学年学校徴収金	１１６，６００円	学年積立金110,000円 生徒会費3,000円、PTA会費3,600円
３学年学校徴収金	２４，６００円	学年積立金18,000円 生徒会費3,000円、PTA会費3,600円

※学年積立金については、行事実績により学年進行に伴い金額を改定する場合があります。

３　都立高等学校の授業料・支援制度について

（１）授業料

都立高等学校では、義務教育と異なり、原則として授業料を納入していただきます。

授業料年額	納入回数	納入額	納入時期	納入方法
118,800円	２回	１回目　29,700円 3か月分（4～6月分）	6月30日	納入通知書　（金融機関窓口で納入）
		２回目　89,100円 9か月分（7～3月分）	9月30日	

注意：授業料が納入されなかった場合には、「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則」により「出席停止」又は「退学処分」を受けることがあります。

（２）就学支援金＜授業料の支援＞

認定されると、国が保護者に代わり授業料を学校に支払いますので、保護者は授業料をお支払いいただく必要がなくなります。

不申請者は、授業料をお支払いいただきます。

対象：　生活保護受給世帯・「区市町村民税の課税標準額×６％－区市町村民税の調整控除の額」が30万4,200円未満の世帯（おおよそ世帯年収910万円未満の世帯）

手続：　１年生は４月と７月の年２回（２年生・３年生は７月の年１回）

給付方法：　学校に交付します。保護者が直接受け取るものではありません。

（３）授業料免除制度＜授業料の支援＞

所得制限により、就学支援金の対象とならない生徒に対して、東京都が授業料を免除にします。
就学支援金不申請者、所得要件を除いて就学支援金の受給資格を得られない方は、授業料をお支払いいただきます。
対象：所得要件により、就学支援金の対象にならない生徒
手続：1年生は4月と7月の年2回（2年生・3年生は7月の年1回）
給付方法：学校に交付します。保護者が直接受け取るものではありません。

（４）給付型奨学金＜選択的な教育活動に係る費用軽減＞

学校が指定した教育活動の中から、生徒が希望する活動を選択します。認定額の範囲以内で、希望する活動にかかる費費用を東京都が保護者に代わり支払います。
例　：　検定試験費用（英語検定・漢字検定・秘書検定等）、実力テスト等の受験料
対象：　生活保護受給世帯・都道府県民税所得割額および区市町村民税所得割額が
85,500円未満の世帯帯（おおよそ世帯年収350万円未満の世帯）
手続：　１年生は４月（２年生・３年生は３月）
給付方法：　学校が各事業者に直接支払います。保護者が直接受け取るものではありません。

（５）奨学のための給付金について＜通学に必要な教育費用負担軽減＞

通学のために必要な学用品や通学用品、教育活動費等に充てていただくことになります。
対象：　保護者が都内に在住、受給資格の高校生がいること、
生活保護受給世帯・都道府県民税所得割額および区市町村民税所得割額が非課税（０円）
の世帯（おおよそ世帯年収250万円未満の世帯）
手続：　９月中旬締切（年１回）
給付方法：　現金支給（１２月頃保護者口座へ振込みます）

（６）育英資金＜教育費用全般に対する貸付金＞

奨学金制度は、区などで独自に行っているものもありますが、都立高校で扱っているのは「東京都育英資金」です。
東京都育英資金の奨学金貸与額は月額18,000円、募集期は毎年４～５月です。奨学生決定の基準は、人物・健康・学力・家庭状況などとなっております。高校での募集は別途校内掲示しますが、希望者は事前に担任へお申し出ください。

＜注意＞

※　各支援制度を受けるには、必ず期限までに申請手続きが必要となります。
※　世帯年収は目安であり、審査はそれぞれの支援制度で定められた審査基準により行います。
※　令和６年度現在のものであり、審査基準や至急・給付額が変更になる可能性があります。
※　申請書類の配布や手続きは、入学した都立高等学校で行います。